

均等割の税率

道府県民税年額 1,500 円(標準税率)、市町村民税年額 3,500 円(標準税率)と定められています。

* 標準税率とは、税率を決める場合に、通常これによることとされている税率です。

所得割の計算方法

一般に次のような方法で計算されます。

$$\frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}}{\text{課税標準額}} = \text{所得割額}$$

所得割の税率

	市町村民税	道府県民税
税率	4%	6%

計 算 例



家族構成 : 夫婦子供 2 人(妻子は所得なし、子は 17 歳と 21 歳)

令和 2 年中の収支 :
 事業収入 5,670,000 円
 必要経費 2,182,000 円
 国民健康保険及び国民年金の支払額 420,000 円
 生命保険(新生命)の支払額 100,000 円

所得金額(収入 - 必要経費)	5,670,000 円 - 2,182,000 円 = <u>3,488,000 円(A)</u>
所得控除	社会保険料控除……………420,000 円 生命保険料控除……………28,000 円 配偶者控除(妻)……………330,000 円 扶養控除(長男)……………330,000 円 特定扶養控除(長女)……………450,000 円 基礎控除……………430,000 円 <hr/> 計 <u>1,988,000 円(B)</u>
所得割額((C) × 税率)	3,488,000 円 - 1,988,000 円 = <u>1,500,000 円(C)</u>
= (D) · (E)	県民税…………… <u>60,000 円(D)</u> 町民税…………… <u>90,000 円(E)</u>
調整控除額	県民税……………330,000 × 2% = <u>6,600 円(F)</u> 町民税……………330,000 × 3% = <u>9,900 円(G)</u> 330,000 円は、所得税と住民税の人的控除の差の合計額になります。
調整控除後の所得割額	県民税((D) - (F))…………… <u>53,400 円(H)</u> 町民税((E) - (G))…………… <u>80,100 円(I)</u>
均等割	県民税…………… <u>1,500 円(J)</u> 町民税…………… <u>3,500 円(K)</u>
住民税	県民税((H) + (J))……………54,900 円 町民税((I) + (K))……………83,600 円 <hr/> 令和 3 年度分の住民税 <u>138,500 円</u>